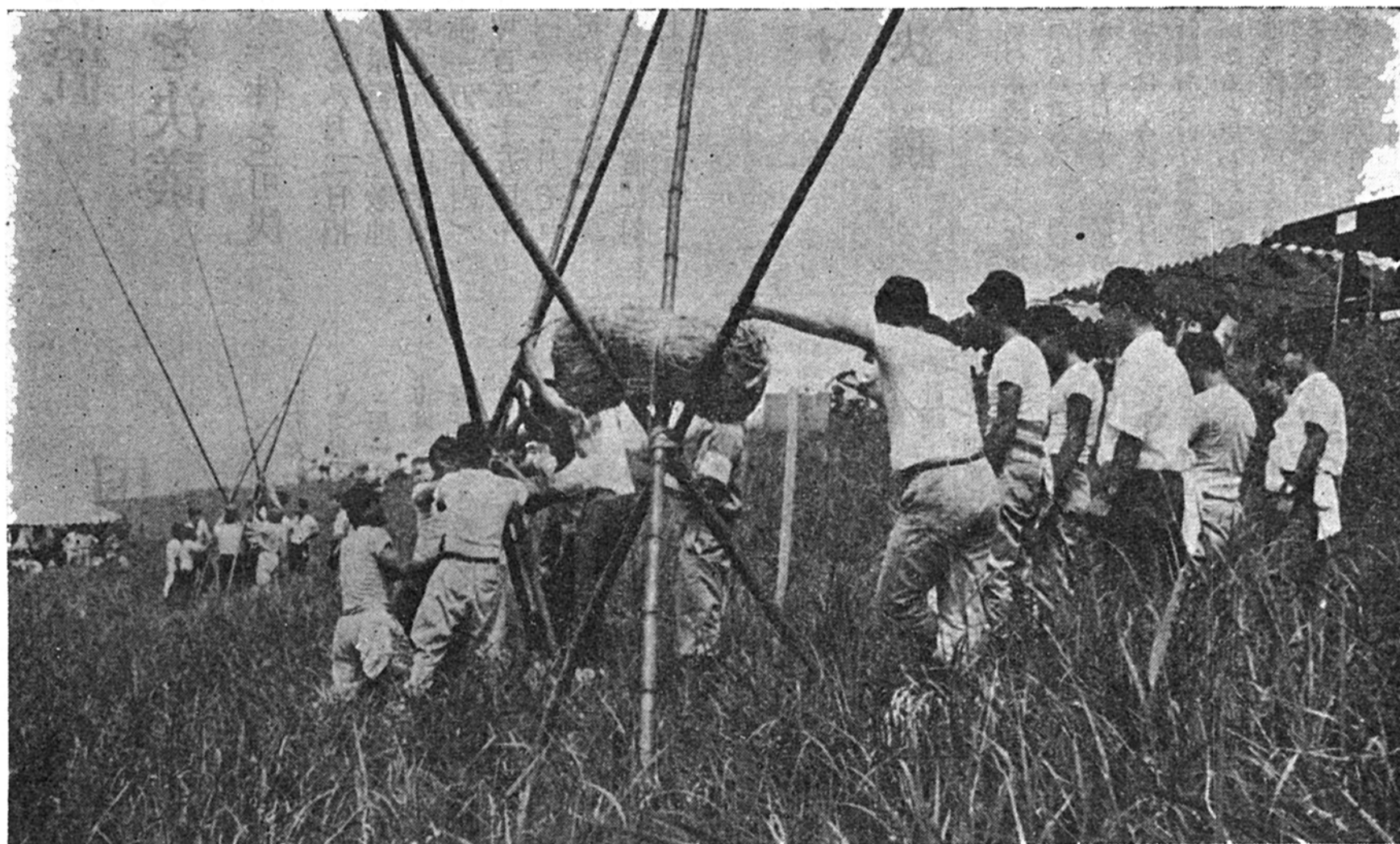


人のうごき  
 (40.7月末現在)  
 人口 106,234  
 世帯 26,737  
 前月に比べ  
 527人 131世帯の増



発行所  
 柏市役所  
 柏市柏206番地  
 電話柏(67)1111代表  
 編集 総務部庶務課



実戦さながらの工法訓練 =五徳縫い=

# 水防演習

昔から「災害は忘れた頃にやってくる」と災害に対する警告をしているが、最近では、不慮の事故も災害の定義に入るとするならば、天災、人災を問わず、それはあたかも免疫性を備えたごとく、必ずやつてくる。その災害という名の不死鳥を完全に葬り去るには、常に相手の存在を認め、理解し、その万全の対策を備える以外に方法はない。

私達の柏市の災害の大きな要因としての「水」からの護りをかためる慣例の柏市、我孫子町共催の水防演習が、去る七月二十九日、布施地先利根川堤防で行なわれました。

この日市長を統監に消防団員三百六十名および消防職員が参加し、利根川の増水により布施地区の堤防が決壊、あるいははき裂を生じたとの想定のもとに、土俵作り、杭ごしらえ、五徳縫い、月の輪などの水防工法にとりくみ、隣接市町村関係者の見守る中で、汗まみれになり、実戦さながらの演習を展開した。

第四回臨時市議会から

# ホーク基地設置

## 反対を決議

### 他議案一件を可決

市議会第四回臨時会は、去る八月二日召集され、篠籠田市営住宅及び県営住宅敷地四十三区画延千四百七十六坪九五を四千四百五十八万五千百円（坪単価一万八千円）で同市営住宅十五戸、延建坪百五十五坪一三を四百五万九千五百五十円で、それぞれ売却する案件を原案どおり可決した後、議員提出決議案として「ホーク基地設置に対する反対決議」（別項）が上程され万場一致で可決し散会した。

# ホーク基地設置に対する

## 反対決議

このたび防衛庁当局においては本市内大室地先に設置されている自衛隊大室射撃場の拡張整備をいたすべく、現在同射撃場周辺の土地所有者との間において、用地買収について交渉が進められているとのことであるが、単なる射撃場の拡張にとどまるならばいささかも反対をするものでない。しかし去る六月十八日付の新聞紙上に「

同射撃場の拡張はホーク基地設置のためのものである」と報ぜられているが、もしホーク基地が設置された場合は、今後における本市の開発計画あるいは農業振興対策上支障があると思われるので、ホーク基地設置については反対の意を表するものである。

昭和四十年八月二日

柏市議会

# 国勢調査にご協力を

この十月一日を期して全国一斉に行なわれる第十回国勢調査については市民の皆様もご承知のことと思いますが、本市においても全市域に調査区を設定、四九七名の調査員を各調査区に配置し十月一日の調査に備えております。

今回は調査の概略と皆様の家庭で記入していただく調査票の記入方法について述べてみたいと思っております。

### 1 調査の目的

統計法第四条第二項のただし書の規定により昭和四十年に国勢調査を行い国内の人口の状況は握し各種行政（住宅建設計画、都市計画、保健福祉計画、環境衛生整備計画等）施策その他の基礎資料とするものであります。

### 2 調査の時期

昭和四十年十月一日午前零時現在をもつて調査をおこなうことになつております。調査票は九月二十四日から各家庭に配布され十月三までに調査表の取り集めがなされます。

### 3 調査の範囲

調査の時期に本那に常住するすべ

ての者が調査の対象となります。

ただし、外国の軍人軍属やその家族は除外されます。

(1) ふだん住んでいる人

ここでふだん住んでいる人とは、十月一日現在、そこにすでに三ヶ月以上住んでいるか、または最近移つてきてまだ三ヶ月に満たないが、十月一日の前後を通じて三ヶ月以上住むことになつていないことをいいます。

たまたま、旅行や出かせぎなどで一時不在の人は、不在期間が三ヶ月以上にわたらないときは、自宅で調査し、三ヶ月以上にわたるときは、旅先や出かせぎ先で調査されます。

ただし特例として、つぎの人たちはそれぞれつぎのべる場所で調査されます。

(イ) 寄宿舎や下宿などから、通勤通学している人は、寄宿舎や下宿などで調査されます。

(ロ) 病院、療養所などの入院患者のうち、すでに三ヶ月以上入院している人は、入院先で。

入院してから三ヶ月にならない人は、自宅で。

(ニ) 船舶にのりこんでいる人は、自宅で。

(ハ) 自衛隊の営舎内または、艦船内の居住者は、その営舎または艦船で。

(ニ) 刑務所、拘留所の収容者のうち刑のきまつている人と、少年院などに収容されている人は、その収容先で。

(ホ) 三ヶ月以上にわたつて住んでいるところ、または住もうと思つていないところがない人は、現在いる場所で。

### (2) 世帯

この調査では、一般の家庭のように住居と生計をともししている人たちや、ひとりで一戸をかまえてくらししている人のような普通の世帯は、それぞれ世帯（普通世帯）とし、下宿屋や一般の家庭などに単身で、下宿または間借りしている人は、ひとりひとりを一つの世帯（準世帯）とします。

夫婦で下宿している場合のように家族とともに下宿または、間借りしていれば「家族ごと」一つの世帯（普通世帯）となります。

すみこみの家事使用人は、何人いても雇主の世帯にふくまれますがすみこみの営業使用人は、五人以下の場合「雇主の世帯」に「六人以上の場合」は営業使用人だけをまとめて一つの世帯「準世帯」となります。

ります。





会社、学校、官公庁、団体などの  
 寄宿舎、独身寮、学生寮などにす  
 んでいる単身の寄宿人や寮生、あ  
 るいは、病院、療養所の入院患者  
 (三ヶ月以上)や養老院、児童保  
 護施設、更生施設などに入居され  
 ている者は、それぞれまとめて一  
 つの世帯(準世帯)となります。

4 申告の義務と秘密の保護

国勢調査は、法によつて世帯主、  
 または、世帯の代表者が申告をし  
 なければならぬ義務があります  
 しかし、申告された調査票は、個  
 人的な秘密を外部にもらしたり、  
 統計以外の目的に使用することは  
 法によつて固く禁じられておりま  
 すので、事実を正確に記入くださ  
 るようお願いいたします。

5 調査事項

(1) 氏名

世帯全員の姓名を正確に記入  
 してください。

(2) 世帯主との続柄

世帯主、妻、長男、長女、父  
 母、使用人と記入し孫などと  
 は記入しないでください。

(3) 男女の別

男は1、女は2の数字をまる  
 でかこんでください。

(4) 出生の年月

戸籍の届け出に関係なく、実  
 際に生まれた年月を記入して  
 ください。

(5) 配偶の関係

届け出の有無に関係なく、十  
 月一日現在で、あてはまる数  
 字を一つまるでかこんでくだ  
 さい。

(6) 国籍

日本の場合には1、外国の場合  
 は2、のどちらかの数字を一  
 つまるでかこんでください。

2 にまるがついた人は、その  
 国名を記入してください。

(2) 仕事をしたかどうかの別

仕事とは、収入を得て仕事を  
 している人のことで、農業や  
 自営の場合、無給でも仕事を  
 した事になります。

(8) 従業上の地位

(イ) 会社、団体、個人や官公庁  
 に雇用されている人は1。  
 (ロ) 会社、団体、公社の重役  
 などの役員は2。

(ハ) 自営業主(農業主や個人経  
 営の商店など)は3。

(ニ) 自家営業(農業や店の仕事  
 などを手伝っている家族は4

(ホ) 自宅で賃仕事(内職)をし  
 ている人は5。

のいづれかにまる印をつけて  
 ください。

(9) 勤め先、業主などの名称

仕事をししている事務所、工場  
 会社、商店などは、(〇〇会  
 社〇〇工場等)名称を記入し

てください。

(10) 勤め先、業主などの事業の種  
 類  
 おもな製品、または、商品の  
 種類を製造か、修理か卸売か  
 小売の別をわかるように記入  
 してください。

二つ以上の仕事をしている場  
 合は、主なものを記入してく  
 ださい。

(11) 本人の仕事の種類

本人の仕事の内容がよくわか  
 るように記入してください。  
 たとへば、電気溶接工、飲食  
 店主、小売店主、販売人、建  
 築大工、左官見習いというよ  
 うに、会社員、工員などとい  
 うようにかかないでください

(12) 従業地、または通学地

仕事をししている場所または、  
 通学している学校の所在地を  
 かいってください。  
 その場所がすんでいる市、区  
 町村内にある場合は、当市と  
 かいってください。

仕事をしながら通学もしてい  
 る人は仕事をししている場所を  
 かいってください。

また、従業地、通学地が七大  
 都市(東京都の区および横浜  
 名古屋、京都、大阪、神戸、  
 北九州の各市)の場合は、東  
 京都〇〇区、大阪府大阪市〇

〇区のように区名まで記入し  
 てください。

(13) 住居の種類

(イ) 特家、世帯が所有している住  
 宅をいいます。

(ロ) 借家(アパートを含む)その  
 世帯がかりている住宅をい  
 ます。(給与住宅はのぞいて  
 ください。)

(ハ) 給与住宅(社宅、公務員住宅  
 など)会社、官公庁、団体な  
 どが所有または管理してい  
 職員、労働者を職務の都合上  
 または給与の一部として、居  
 住させている住宅をいいます

(14) 居住室数

居間、茶の間、寝室、客間、  
 応接間、食堂兼台所、書さい  
 など、居住用の室をいいます  
 (5) 居住室の畳数の合計

応接間、居間などで畳のしい  
 ていない居住室も畳数に換算  
 して含めてください。  
 また、居住用の離れなども室  
 数、畳数を合計してください  
 (小数点二位を四捨五入しま  
 す)

以上が昭和四十年国勢調査の概略  
 で、九月中に皆様のご家庭に調査  
 員が、調査票の配布と同時に調査  
 票記入例も配布いたしますので、  
 これを参照して記入してくださ  
 るようお願いいたします。

### 調査員さま

十月一日に実施される第十回国  
 勢調査の調査員として次の方々  
 が内定しました。調査員の皆さんは  
 各町会から推せんされたかたがた  
 で、国勢調査のことで皆様のお宅  
 を訪問されると思いますがその節  
 は正確な調査が出来るようご協力  
 をお願いいたします。

田中区区

(大青田) 内海毅、鈴木精一、寺  
 島正一、(山高野) 程出幸衛、山  
 中正、(船戸) 齊藤道男、田中  
 盛正、増田研、(小青田) 岡田  
 貞太郎、(西十区二区) 中村浦  
 吉、(大室) 小川文夫、染谷正三、  
 岡田平、渡辺貞雄、(花野井) 松  
 丸精作、染谷繁、平川新次郎、吉  
 田一男、松丸伸三、飯塚博、(正  
 連寺) 木村謙吾、(若柴) 富沢豊  
 増、(三郎) 東十区二区) 小沢文夫  
 染谷晋、荻島茂夫、(中十区二  
 ) 橋本文夫、森田寛、津谷西太郎  
 加島三雄、(萩の台) 江原昌三、  
 馬場、南部竹治、(西十区二区)  
 区) 也田吉五郎、藤田幸之助、石  
 川政信、(西十区二三区) 鍋木近  
 郷、(西十区二五区) 岡田七郎、  
 (西十区二二区) 木村俊信、黒木  
 毅、進藤尚、(東十区二区) 鍋木光  
 義、荒巻甚兵衛、(梅林) 暁征男  
 根本農文、梶善太郎





三) 石川広、(中新宿第二) 鴨志田信、梶本猛、田中吉衛、大西ちる子、清水一二子、(つくしが丘) 榊田順蔵、倉持光弘、(中原) 富沢正雄、野沢要蔵、望月正次、三上雅偉、泉田一郎、(南増尾) 吉田一正、小島清春、並木和男、(酒井根) 田中茂太郎、横尾正信 鈴木初太郎、鈴木新作、(わらびが丘) 船木芳貞、(新栄町) 三田村元孝、飯島光雄、(小新山) 平良千代子、(松の井) 壺川大蔵、(名戸ヶ谷) 藪崎一雄、藪崎一豊 木村秀雄、(増尾) 神宮初雄、山野辺家次、吉場清、伊藤守、坂巻俊夫、(藤心) 渡来良助、金子馨 松丸弘、(逆井) 松丸武、日暮孝三、深野正己、日暮孝三郎、深野孝一、(柏楽園) 相沢宏、渡辺辰治

**危険物取扱主任者**

**の試験があります**

千葉県では、危険物取扱主任者試験(二種四類のみ)を十月十七日に実施することになりました。受験希望者は九月一日から九月十日までに、柏市消防本部予防係まで申込んでください。なお、願書は予防係に用意してあります。

**労働基準監督官の**

**募集のおしらせ**

- 一、受験資格
  - 学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。
  - 昭和五年四月二日から昭和十九年四月一日までにうまれた者。(男女をといません)
- 二、第一次試験
  - 試験日：十月二十三日、二十四日
  - 試験地：東京都
  - 方法：教養試験、専門試験
- 三、第二次試験
  - 試験日：十二月六日
  - 試験地：東京都
  - 方法：口述試験、身体検査
- 四、給与
  - 「一般職の給与に関する法律」に規定する行政職俸給表(一)の七等級一号俸の俸給。
  - (諸手当を含め二万五百円位)
- 五、受験手続
  - 申込用紙交付場所：各人事院地方事務所、各都道府県労働基準局、および各労働基準監督署
  - 申込受付場所 東京労働基準局
  - 申込受付期間 八月十日から九月三十日

**おとしよりを大切に**

**九月十五日は老人の日**

九月十五日は、老人の日です。毎年厚生省から発表される「平均寿命」によると男六七・四年、女七二・五年と年々大幅に延長され老令者人口は年毎に増加の一途を辿っている。このように漸増する老人問題に関する対策の充実が要請されているが、老後の生活が明るく豊かなものであることは、としよりだけでなく、すべての人の願いです。老人の日から二十一日までを「老人福祉週間」とし、すべての人が老後の生活設計を考えるとともに、みんなが理解し合い協力し合つて、老後の福祉を確保し、平和な家庭、明るい社会をつくる運動が各地で行なわれております。柏市でも恒例の「金婚を祝

**みんなの力で街を美しく**

**きれいにしましょう**

◎ゴミは、人間生活の残りものとして排出されるもので、いまや経済成長にもなう市民生活の向上とともに、年をおつてますます増加するばかりです。柏市の場合、市内から一日約四十トン(小型トラック二十七台分)ものゴミが出ます。これを処理するため、自動車十二台作業員五十名がこれにあたり、市民のみなさんのご協力で、街を美しくきれいにするよう毎日努力しています。この多量のゴミの中身を分析してみますと、台所からの「厨芥」と紙類、または不燃物などの「雑芥で」、そのうちの雑芥は大半がボール箱、包装紙、コモ、ビン缶類などで、有価物が非常にまじっています。各家庭では、ゴミを追放するまえに、もう一度見直して、廃品回収などに協力出来るものがあるか、あるいは売却できるものがあるかなど、処分方法を再検討し、有価物の善用と、ゴミ排出の減量をはかり、みんなの力を合せて柏市をより美しく、豊かなすみよい街にいたしましょう。◎近頃、道路や、他人の空地にゴ

う「催しを十五日に中央公民館で行なう予定で、二十六組の方々を対象となつております。また、柏市では三十四年から満七十七才以上の方々(千五百円)の敬老年金を贈り(対象者六百名)長寿を祝い、敬老思想の高揚に努めております。

更に、一昨年八月に待望の老人福祉法が制定され、その一環である「老人クラブ」が各地にぞくぞく結成され、現在二十単位クラブができ、会員は千五百五十八名を数え、活発な活動を展開しております。

ミを車などではこんですてているのが目立っています。このようにゴミをすてると、ハエやその他の害虫が発生し、衛生上きわめて不適当であるばかりでなく、街の美観をそこないます。心ない一部の人がすてていることと思いますが、このような行為は法律によつても禁じられており(違反の場合、三万円以下の罰金又は拘留もしくは科料に処せられる：清掃法第二十四条)絶対にすてないようになさってください。また、このような行為を発見したときは、違反者の住所、氏名又は自動車の番号などなるべくくわしく、市役所環境衛生課にお知らせしてください。